

○沖縄市裸火等使用承認申請審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄市火災予防規程(令和3年10月18日消本告示第1号。以下「告示」という。)第11条に基づく喫煙等の承認申請に対する承認に係る審査事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 指定場所とは、告示第10条の規定により指定した場所をいう。
- (2) 禁止行為とは、指定場所ごとに決められた喫煙、裸火使用、危険物品の持込みの各行為をいう。
- (3) 解除承認とは、消防長が火災予防上支障がないと認め、例外として指定場所において禁止行為を必要最小限の範囲で行うことを承認することをいう。
- (4) 承認単位とは、禁止行為の解除承認を適用する場所の範囲をいう。
- (5) 承認要件とは、別表第1に定める指定場所の区分における禁止行為の解除承認の申請に係る承認の要件とし、別表第2に定めるものとする。
- (6) 瞬間的な火炎とは、裸火使用のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器で発生させたものであり、かつ、火炎が発生し消滅するまでが概ね1秒以内のものをいう。

(指定場所の取扱い)

第3条 指定場所の取り扱いについては次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 指定場所を本来の用途以外の指定場所として使用する場合は、使用する用途による承認要件区分を適用すること。
- (2) 指定場所を指定場所以外の用途として使用する場合は、規制は適用しないこと。
- (3) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所の用途として使用する場合は、使用する用途による承認要件区分を適用すること。

2 前項によるほか、一時的に舞台を設置する催事において、観客等の集まる部分は、催事の種類に応じて次のように規制を適用すること。

- (1) 演劇、コンサート等の催事 承認要件区分における劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(以下「劇場等」という。)区分の客席
- (2) 食事会、ディナーショー等の催事 承認要件区分における屋内展示場、会議場(以下「屋内展示場等」という。)区分の公衆の出入りする場所

(禁止行為の取扱い)

第4条 禁止行為の取り扱いについては次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 喫煙とは、マッチ、ライター等で点火し、たばこを吸う一連の行為とする。

- (2) 裸火使用とは、炎、火花、赤熱部が外部に露出した状態で使用する行為とする。
- (3) 危険物品の持込みとは、次に掲げる危険物品を持ち込む行為とする。

- ア 消防法(昭和23年法律第186号)別表第1に掲げる危険物

- イ 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第1号に定める可燃性ガス

- ウ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項及び第2項に定める火薬類

- エ 沖縄市火災予防条例(昭和49年4月1日条例第72号。以下「条例」という。)別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)

- 2 前項に定める行為であっても、次の各号に該当する行為は禁止行為として取り扱わないものとする。

- (1) 条例第22条第4項及び第5項の規定に基づき設置する喫煙所における喫煙行為

- (2) 次に掲げる器具を使用する裸火使用行為

- ア 気体、液体、固体燃料を熱源とする器具で、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具

- イ 電気を熱源とする器具で、赤熱部が覆われることにより、接触した可燃物への着火危険がない器具

- (3) 次に掲げる危険物品の持込み行為

- ア 通常携行する少量のライター、マッチ等

- イ 既に型式及び使用方法等が確認されたスモークマシン内部に密閉された危険物

- ウ 百貨店、マーケット、物品販売店舗(以下「百貨店等」という。)の売場において恒常的に陳列販売する、日常の清掃用に使用するクリーナー等の危険物品

- エ 百貨店等の売場において恒常的に陳列販売する危険物品で、1の承認単位当たりの取り扱いの総量が次に掲げるもの

- (ア) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)別表第3に定める指定数量の5分の1未満の危険物

- (イ) 条例別表第8に定める数量の5分の1未満の可燃性固体類等

- (ウ) 20キログラム以下のエアゾール製品を含む容器入り可燃性ガス(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第2条第3項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガスに限る。)

- (エ) 5キログラム以下のエアゾール製品以外の容器入り可燃性ガス

- (オ) 5キログラム未満のSFマーク(公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示)が付されたがん具用煙火

- (カ) 20キログラム以下のマッチ

- オ 百貨店等の売場及び屋内展示場等において煮沸行為を除く調理に使用する動植物油

カ 屋内展示場等において展示する次に掲げる物品

- (ア) 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両
- (イ) 滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器
- (ウ) 展示のみで実演等を伴わない容器に密閉された危険物品

キ 屋内展示場等において使用する次に掲げる物品

- (ア) 一時的に料理を保温するための、1個50グラム以下の料理用固形燃料
- (イ) 演出のために持ち込むクリスマスクラッカーや平玉で火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5に該当するもの

(喫煙所の設置)

第5条 条例第22条第4項及び第5項による喫煙所の設置は、承認単位ごとに、次のとおりとする。

- (1) 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の付近、避難器具設置場所の直近、又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設けないこと。ただし、消防長が火災予防上支障がないと認められるものにあつては、避難器具設置場所の直近又は特別避難階段室内を除き、この限りでない。
- (2) 危険物品その他易燃性の可燃物を取り扱い、又は展示する場所付近には設けないこと。
- (3) 喫煙所には、安定性のある吸殻容器、いす等喫煙に必要と認められるもの以外の物は存置しないこと。なお、喫煙所においては、「喫煙所」と表示した標識を設けなければならない。

(禁止行為の解除承認)

第6条 消防長は、禁止行為の解除にあつては、承認要件に適合し、禁止行為が社会通念上必要であると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合について解除承認するものとする。ただし、避難経路における禁止行為は、いかなる場合も解除承認しないものとする。

(承認単位の取扱い)

第7条 承認単位は、1の指定場所ごとを承認単位とする。ただし、次に掲げる部分については、その部分を1の承認単位とする。

- (1) 百貨店等については、1の階の売場部分
- (2) 前号に掲げるもの以外で、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項の規定に基づき区画された部分が存するもので当該区画された部分

(解除承認の継続期間)

第8条 百貨店等で、恒常的なものは、1年以内とし、その他のものについては、1年以内で、消防長が必要と認める期間とする。

(申請の手続き)

第9条 告示第11条の規定により解除承認の申請を行う場合には、同条に定める申請書に加え、次に掲げる書類を2通作成し、概ね7日前までに申請するものとする。

- (1) 防災組織図(第1号様式)
- (2) 公演等の概要書又は計画書
- (3) 避難経路図
- (4) 禁止行為の配置が記載された指定場所の平面図
- (5) 禁止行為の詳細が分かる機器仕様書等
- (6) 火薬明細書(第2号様式)(火薬類を使用する場合に限る。)
- (7) その他、実態により必要となるもの

(処理期間)

第10条 申請に係る処理期間は、申請が消防本部予防課に到達した翌日から起算し5日程度とし、休日等の閉庁日は含まないものとする。

(現地調査)

第11条 消防長は、申請内容について説明できる者又は申請行為を実施する者を立ち会わせ、申請された行為の内容、指定場所の状況などについて、現地調査をすることができる。

(承認の取消し)

第12条 消防長は、この基準に基づき解除承認された禁止行為であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、解除承認を取り消すことができる。

- (1) 申請者が解除承認内容を遵守しない場合
- (2) 火災を発生させた場合
- (3) 指定場所又は承認された禁止行為の事情変更により、解除承認を継続することが火災予防上好ましくないと認められる場合
- (4) 消防長が解除承認の取り消しが必要であると認めた場合

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

別表第1(解除承認区分表)

○・・・解除承認可 ×・・・解除承認不可

指定場所の区分\禁止行為		喫煙	裸火使用	危険物品の持込み
百貨店・マーケット 物品販売店舗 ※1	売場	×	○	○
	通常顧客の出入りする部分	×	○	○
劇場・映画館・演芸場・観覧場 公会堂・集会場	舞台部	○	○	○
	客席	×※5	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
屋内展示場・会議場	公衆の出入りする部分	×	○	○
映画スタジオ・テレビスタジオ	撮影セットを設ける部分	○	○	○
地下街 ※2	売場	×	○	○
キャバレー・バー ナイトクラブ ダンスホール・飲食店 ※3	舞台部	○	○	○
	公衆の出入りする部分	/	/	○
車両の停車場 船舶・航空機の発着場	公衆の出入りする部分	/	/	○
自動車車庫・駐車場 ※4	駐車の用に供する部分	×	×	/
重要文化財	建築物の内部	○	○	○
	建築物の周囲	×	○	○

※1 百貨店等の用途として使用される部分(事務所や従業員食堂も含まれます。)の床面積の合計が、一定規模(1,000 m²)未満のものを除く。

※2 延べ面積が 1,000 m²以上のものに限る。

※3 飲食店等の公衆の出入りする部分の床面積の合計が、一定規模(100 m²)未満のものを除く。

※4 駐車の用に供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階で200 m²以上、1階で500 m²以上、屋上部分で300 m²以上、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のものに限る。

※5 観覧場の屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席、公会堂又は集会場の喫煙設備がある客席を除く。

※禁止行為の種別欄の「/」印は、非該当を示す。

別表第2(承認要件区分)

承認要件区分(1)百貨店等

指定場所	禁止行為		承認要件	
			大規模な百貨店等(床面積の合計が 3,000 m ² 以上)の場合	床面積の合計が 3,000 m ² 未満の場合
売場	裸火使用	電気を熱源とする器具	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。 2 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 4 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 5 消火器を設けること。(消火能力単位が 2 以上の消火器による。) 6 出入口及び階段等から水平距離 5m 以上離れていること。ただし、特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5m 以上離れていること。ただし、特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。 	
			<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。 2 上記電気を熱源とする器具の欄 1 から 7 までによるほか、次の範囲に限ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気体燃料を熱源とする火気使用器具 <ol style="list-style-type: none"> ア 消費量は、1 個につき 58kW 以下、総消費量は、3 に定める使用する場所ごとに、175kW 以下であること。ただし、最大消費熱量が 12kW 以下の簡易湯沸設備(日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。)を使用する場合で、防火区画されていない場合の総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、175kW 以下であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。 2 上記電気を熱源とする器具の欄 1 から 7 までによるほか、次の範囲に限ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気体燃料を熱源とする火気使用器具 <ol style="list-style-type: none"> ア 消費量は、1 個につき 58kW 以下、総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、175kW 以下であること。ただし、左記の大規模な百貨店等、裸火使用(気体・固体)欄の 3、(1)から(4)全てに該当する場所ごとに合算する。
			<ol style="list-style-type: none"> イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 <ol style="list-style-type: none"> 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体のもの 5kg 以下であること。 	<ol style="list-style-type: none"> イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (2) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 <ol style="list-style-type: none"> 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体のもの 5kg 以下であること。

		<p>3 使用する場所は、次によること。</p> <p>(1) 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が 12kW 以下の簡易湯沸設備のみ使用する場合には、防火区画の必要はないものとする。</p> <p>(2) 1 の階に 1 箇所(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その 1 団を 1 箇所とみなす。)であること。ただし、次の設備が設けられている場合は、複数箇所とすることができる。</p> <p>ア 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝送を防止できる装置としてのフード等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>イ 気体燃料を使用する機器については、当該設備又は附属配管部分に地震等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。</p> <p>(3) 区画の面積は、150 m²以下であること。</p> <p>(4) スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p>	<p>3 使用する場所は、不燃区画(壁は、特定不燃材料とする。)されていること。ただし、最大消費熱量 12kW 以下の簡易湯沸設備(日本産業規格又は火災予防法これと同等以上の基準に適合したものに限る。)のみを使用する場合を除く。</p>
危険物の持込み		<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。(消火能力単位が 2 以上の消火器具による。)</p> <p>3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物については、水平距離 6m(危険物のうち、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危省令」という。)第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵又は取扱うものについては、水平距離 3m)、その他の危険物品については、3m 以上とすること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離 5m 以上離れていること。(特定不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 承認される範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類等 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 5kg 以下であること。</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場合は、上記裸火使用(気体・固体)欄 2 によるほか、大規模な百貨店等で、複数箇所とする場合は、煮沸行為をする厨房設備器具に調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等を設置すること。</p>	

通常顧客の出入りする部分	催事場等	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火及び使用後の点検後の体制が講じられていること。 4 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 5 出入口及び階段等から水平距離 5m 以上離れていること。(特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5m 以上離れていること。(特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 7 承認される範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 <ol style="list-style-type: none"> ア 消費量は、1 個につき 58kW 以下、総消費量は同一承認単位内に存する売場と合算(大規模な百貨店等、裸火使用(気体・固体)欄の 3、(1)から(4)全てに該当する場所を除く。)して、175kW 以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 <p>使用量は、同一承認単位内に存する売場と合算して、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体のもの 5kg 以下であること。</p>
		危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員等の監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物については、水平距離 6m(危険物のうち、危省令第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵又は取り扱うものについては、水平距離 3m)、その他の危険物品については、3m 以上とすること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 4 火気使用場所から水平距離 5m 以上離れていること。(特定不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 5 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 6 承認される範囲は、同一承認単位内に存する売場と合算して、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 <p>危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。</p> (2) 可燃性固体類等 <p>条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> (3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 5kg 以下であること。
	兼営事業部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記催事場等欄 1 から 6 までによること。 2 承認される範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。
	危険物品の持込み	上記催事場等欄 1 から 6 までによること。(煮沸行為を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。)	上記催事場等欄 1 から 6 までによること。
直接外	裸火使用	上記催事場等欄の 1 から 6 までによること。	

	気に開放された部分	危険物品の持込み	上記催事場等欄の1から5までによること。
--	-----------	----------	----------------------

承認要件区分(2)劇場等

指 定 場 所	禁 止 行 為	承 認 要 件
舞 台 部	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備(安定性のある不燃性の吸い殻容器を備えた設備)を設けること。 3 消火設備を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 4 従業員等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から次に定める安全な距離が確保できること。 (1) 条例に定められた器具については、条例に定める距離 (2) (1)以外の場合は火炎の幅及び長さに応じて表(2)―1に定める距離 2 機器周囲の可燃物に転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の措置が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 6 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。 7 解除承認される機器及び範囲は次によること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及びその他の機器 (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限ること。 ア 燃焼の炎は安定継続するものであること。 イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、火炎が発生し消滅するまでの間における消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、もれ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて火炎の長さが概ね表(2)―2の長さ以内であること。 オ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次によること。 ア 飛散した火花が床面に落下する前に燃えつきるものであること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて火炎の長さが概ね表(2)―2の長さ以内であること。 ウ 煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) エ 飛しょうする煙火は認められないこと。(ロケット花火のように火花が飛んでいく煙火をいう。) オ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 カ 0.1gを超える火薬類の消費は、同時に10個以下とすること。 (5) その他の裸火

		<p>ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。</p> <p>イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて火炎の長さが概ね表(2)―2の長さ以内であること。</p> <p>8 直接屋外に開放された場所における使用については、7(3)エ、(4)イ及び(5)イの基準は適用しない。なお、この場合、機器等設置場所から客席までの距離が、使用する機器器具の特性、性能から判断された防火上支障がないと認められる距離以上離れていること。</p>
瞬間的な火炎による裸火		<p>1 機器周囲の可燃物に転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>2 従業員等による監視、消火等の措置が講じられていること。</p> <p>3 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。)</p> <p>5 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。</p> <p>6 解除承認される機器及び範囲は次によること。</p> <p>(1) 気体燃料を熱源とする機器及び範囲は以下によること。</p> <p>ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具であること。</p> <p>ウ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>エ 気体燃料の放射は、概ね垂直とすること。</p> <p>オ 機器には転倒、落下等を防止する措置が講じられていること。</p> <p>カ 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>キ 火炎の大きさは次によること。</p> <p>(ア) 幅 2m以内</p> <p>(イ) 高さ 舞台部の空間の高さに応じて表(2)―3に定める高さ以内</p> <p>ク 火炎の頂部から上方に4メートル、火炎の最大幅の周囲0.25メートルの範囲(以下「火炎の危険範囲」という。)内及びその範囲から上方1m及び周囲1m以内には、演技者等がいけないこと。</p> <p>ケ 火炎の危険範囲から周囲6m以内に観客がいけないこと。</p> <p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方1m、側方1m、下方0.2mで囲まれる範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする機器及び範囲は以下によること。</p> <p>ア (1)ア及びウからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、火炎が発生し消滅するまでの間における消費量が100ml以内であること。</p> <p>ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>エ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>7 直接屋外に開放された場所における使用については、6(1)キの基準は適用しない。(2)において準用する場合を含む。)なお、噴き出す火炎の高さが6m以上となる場合、機器等設置位置から客席までの距離が、火炎の危険範囲に6mを加えた距離又は噴き出す火炎の高さと同等の距離のうちいずれか大なる距離以上離れていること。</p>
噴き出し煙火		<p>1 機器周囲の可燃物に転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>2 従業員等による監視、消火等の措置が講じられていること。</p> <p>3 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。)</p> <p>5 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。</p> <p>6 煙火消費後、排煙の措置を講じること。</p>

	による裸火	<p>7 解除承認される機器及び範囲は次によること。</p> <p>(1) 火薬類を消費する機器及び範囲は以下によること。</p> <p>ア 実験により特性の確認を行うこと。ただし、実験以外の方法で特性を確認できるものについては、この限りではない。</p> <p>イ 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。</p> <p>ウ 飛散した火花が床面に落下する前に燃えつきるものであること。</p> <p>エ 火花の飛散範囲は次によること。</p> <p>(ア) 幅 2m 以内</p> <p>(イ) 高さ 舞台部の空間の高さに応じて表(2)―3 に定める高さ以内</p> <p>オ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>カ 火花の飛散範囲から周囲 6m 以内に観客がないこと。</p> <p>キ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方 4m、周囲 2m 以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>ク 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲 2m の床面を防火性能を有する材料(準不燃材料等)で覆うこと。</p> <p>ケ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>コ 0.1g を超える火薬類の消費は、同時に 10 個以下とすること。</p> <p>(2) その他の機器及び範囲は、(1)アからクの規定を準用する。ただし、特性、性能が確認できるものであって、防火上支障がないと認められるものについてはこの限りではない。</p> <p>8 直接屋外に開放された場所における使用については、6 及び 7(1)エの基準は適用しない。(2)において準用する場合を含む。)なお、噴き出す火花の高さが 6m 以上となる場合、機器設置位置から客席までの距離が、火花の飛散範囲に 6m を加えた距離又は噴き出す火花の高さと同等の距離のうちいずれか大なる距離以上離れていること。</p>
	危険物品の持込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火設備を設けること。(消火能力単位が 2 以上の消火器具による。)</p> <p>3 承認される範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類等 条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 0.5kg 以下であること。</p> <p>(4) 火薬類(打上煙火を除く煙火に限る。) 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回の使用につき次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1g 以下のものは、50 個</p> <p>イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、10 個</p> <p>ただし、0.1g を超え 5g 以下のものについては、安全な措置を講じている劇場(舞台部にスプリンクラー設備が設置され、当該部分の空間高さが 8m 以上であること。)に限り、上記の数に加えて、更に、10 個まで持ち込むことができる。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、特性、性能が確認できるものであって、演技上必要最小限の範囲であること。</p>
客席	裸火使用	指定場所「舞台部」、禁止行為「裸火使用」欄中「瞬間的な火炎及び噴き出し煙火以外の裸火」の例による。
	危険物品の持込み	指定場所「舞台部」の例による。

公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火設備を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 3 承認される範囲は次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類等 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であること。
------------	----------	--

表(2)-1

		火炎の幅					
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	20cm 以内	100cm			150cm		
	20cm を超え 40cm 以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm

表(2)-2

		舞台部の空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火炎の長さ		20cm	30cm	40cm

表(2)-3

		舞台部の空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
最高到達 高さ		2.0m	2.5m	3.0m

承認要件区分(3)屋内展示場等

指定場所	禁止行為	承認要件
公衆の出入りする部分	裸火使用	1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 (1) 条例に定められた器具については、条例に定める距離 (2) (1)以外の場合は火炎の幅及び長さに応じて表(3)-1に定める距離 2 機器周囲の可燃物に転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 6 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。 7 出入口及び階段等から水平距離 5m 以上離れていること。(特定不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場を除く。) 8 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5m 以上離れていること。 (特定不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)

		<p>9 承認される範囲は次によること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 ア 消費量は、1個につき 58kw 以下、総消費量は、175kw 以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。)</p> <p>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。</p> <p>(5) 火炎を有するものは、火炎の長さが概ね 10cm 以下であること。</p> <p>(6) 火薬類を消費する場合は、次によること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
危険物品の持込み		<p>1 従業員等の監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。(消火能力単位が 2 以上の消火器具による。)</p> <p>3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物については、水平距離 6m(危険物のうち、危省令第 44 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを貯蔵又は取扱うものについては、水平距離 3m)、その他の危険物品については、3m 以上とすること。(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離 5m 以上離れていること。(特定不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 承認される範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類等 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(液化ガスに限る。) ア ガス総質量が 5kg 以下であること。 イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、2kg 以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。 (ア) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 (イ) 容器の転倒防止措置が図られていること。 (ウ) 容器の連結使用がないこと。</p> <p>(4) 火薬類(打上煙火を除く煙火に限る。) 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回の使用につき次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、30 個 イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個</p>

表(3)-1

		火炎の幅	
		70cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	10cm 以内	100cm	150cm

承認要件区分(4)キャバレー・バー・飲食店等

指定場所	禁止行為	承認要件
舞台部	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備(安定性のある不燃性の吸い殻容器を備えた設備)を設けること。 3 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 4 従業員等による監視体制が講じられていること。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例に定められた器具については、条例に定める距離 (2) (1)以外の場合は火炎の幅及び長さに応じて表(4)―1に定める距離 2 機器周囲の可燃物に転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 6 燃料は消費機器と同一承認単位内に配置すること。 7 解除承認される範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及びその他の機器 (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備及びその他の機器は、次の要件を満たす場合に限ること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 燃焼の炎は安定継続するものであること。 イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、火炎が発生し消滅するまでの間における消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、もれ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて火炎の長さが概ね表(4)―2の長さ以内であること。 オ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。 (4) 火薬類を消費する場合は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。 (5) その他の裸火 <ol style="list-style-type: none"> ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花が発生するものは、火花の飛散範囲が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて火炎の長さが概ね表(4)―2の長さ以内であること。 ウ 手品等で瞬間的に燃焼させる場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。
	危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員等の監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。(消火能力単位が2以上の消火器具による。) 3 承認される範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 <p>危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p>

		<p>(2) 可燃性固体類等 条例別表第 8 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 0.5kg 以下であること。</p> <p>(4) 火薬類(打上煙火を除く煙火に限る。) 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回の使用につき次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、30 個 イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個</p>
公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	<p>1 従業者等の監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。(消火能力単位が 2 以上の消火器具による。)</p> <p>3 承認される範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類等 条例別表第 8 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が 10kg 以下であること。</p>

表(4)－1

\		火炎の幅					
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内
火炎の長さ	20cm 以内	100cm			150cm		
	20cm を超え 40cm 以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm

表(4)－2

\		舞台部の空間の高さ		
		8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火炎の長さ		20cm	30cm	40cm

第1号様式(第9条関係)

防災組織図

[別紙参照]

第2号様式(第9条関係)

火薬明細書

[別紙参照]